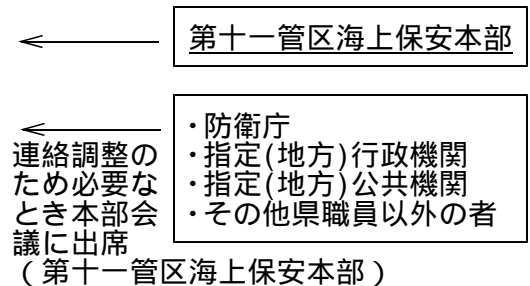
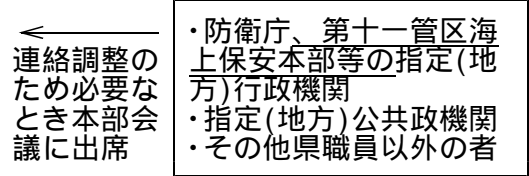


関係機関から出された主な意見とそれに対する県の考え方

平成17年12月22日
沖縄県防災危機管理課

関係機関から出された主な意見とそれに対する県の考え方

頁	関係機関の修正意見	事務局修正案	理由
4	<p>(10)外国人への国民保護措置の適用 項目立てして追加する。</p> <p>(陸上自衛隊第1混成団)</p>	<p>(7)高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施 県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p>	<p>外国人への国民保護措置の適用については、個別の項目立てはせず、高齢者、障害者と同様に、特に配慮を要する者として(7)で整理した。</p>
17	<p>1 武力攻撃事態 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン等により異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、県国民保護計画における武力攻撃事態の想定としては、国民の保護に関する基本指針で想定されている以下に掲げる4類型とする。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。を本文に追加する。</p> <p>(陸上自衛隊第1混成団)</p>	<p>1 武力攻撃事態 4類型の表の下に以下を追加 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン等により異なり、上記の4類型についても、複合して起こることが多いと考えられる。</p>	<p>修正意見を取り入れ、国の基本指針に沿って、簡潔に記載した。</p>
53	<p>(3)県対策本部の組織構成の図</p> 	<p>← 連絡調整のため必要なとき本部会議に出席</p> 	<p>国民保護法上の仕組みとして「必要があると認めるときに本部の会議に出席させることができる」としているため、計画では機関名を例示することとし、具体的には対策本部の運営要綱で定める。</p>
	<p>(3)県対策本部の組織構成の図 ・モデル計画と同様に、県警本部を欄外に出し、「公安委員会 - 警察本部」の図を加える。</p> <p>(沖縄県警察本部)</p>	<p>教育委員会と公安委員会 - 警察本部を図に加える。</p>	<p>国民保護法第29条第10項の規定を踏まえて修正</p>

頁	関係機関の修正意見	事務局修正案	理由
56	<p>【県対策本部の各部の主な分掌事務】 警察部分掌事務の削除</p> <p>(沖縄県警察本部)</p>	<p>図の修正とあわせ、教育部及び警察部を削除し、表の下に次の一文を加える。 国民保護措置に関する教育委員会の組織及び分掌事務は教育長が、警察本部の組織及び分掌事務は県警本部長が定める。</p>	<p>国民保護法第29条第10項の規定を踏まえて修正</p>
97	<p>第3 応急措置等 2 知事、市町村長の事前措置 知事は武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該施設の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をする。警察署長、海上保安部長等も、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をする事ができるとされている。</p> <p>を追加する。 (以降、「3 警戒区域の設定」、「4 応急公用負担」、「5 消防に関する措置等」とする。) (陸上自衛隊第1混成団)</p>	<p>第3 応急措置等 1 事前措置の指示 (1) 知事の前措置 知事は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると思われる設備又は物件について、その占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大防止に必要な限度において、それらの除去、保安その他必要な措置を講ずるよう指示を行うものとする。 (2) 警察署長等の事前措置 警察署長又は海上保安部長等は、市町村又は知事から要請があったときは、事前措置の指示を行うものとする。 (以降、「2 退避の指示」、「3 警戒区域の設定」・・・項番繰り下がり)</p>	<p>修正意見のとおり、応急措置の一つとして国民保護法第111条に基づく事前措置の指示について、「1 事前措置の指示」として項目立てして記載を追加した。</p> <p>項目の順序を国民保護法の条文(第111~114条)の順序に合わせた。</p>
98 ~ 99	<p>2 退避の指示 (2) 対策本部長に連絡するとともに、指定地方行政機関の長にも連絡する。 (第十一管区海上保安本部)</p>	<p>修正無し</p>	<p>関係のない指定地方行政機関機関もあるため、(2) のその他関係機関への通知で整理する。</p>
	<p>3 警戒区域の設定 (3) 対策本部長に連絡するとともに、指定地方行政機関の長にも連絡する。 (第十一管区海上保安本部)</p>	<p>・・・当該措置を講じたときは、市町村長へ直ちに通知するとともに、県警察その他関係機関に通知する。</p>	<p>上記の考えを踏まえ、(3) にその他関係機関への通知を記載</p>
115	<p>2 - (2) また、指定公共機関及び指定地方公共機関では輸送が困難な場合は、・・・ (第十一管区海上保安本部)</p>	<p>2 - (1)、(2) 指定公共機関等</p>	<p>座間味村や渡嘉敷村など、村営の船もあるため、指定公共機関等に修正</p>